

相模原市が所管する下水道事業に係るマンホール蓋のデザイン等の使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、相模原市が所管する下水道事業に係るマンホール蓋のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 下水道事業に係るマンホール蓋のデザイン等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、マンホール蓋デザイン等使用申請書(第1号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合を除くものとする。

(1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用する
とき。

(2) 相模原市が主体となって実施する事業等で使用する
とき。

(3) その他、市長が認めるとき。

2 市長は、申請者が前項の規定による使用申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(使用承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査し、使用の承認を決定したときは、申請者に対しマンホール蓋デザイン等使用承認通知書(第2号様式)を交付するものとし、不承認とする場合には、申請者に対しマンホール蓋デザイン等使用不承認通知書(第3号様式)を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定によりデザイン等の使用を承認する場合においては、条件を付することができる。

(使用承認の期間)

第4条 デザイン等の使用許可の期間は、前条第1項又は第2項の規定により使用承認を受けた日から1年間とする。ただし、デザイン等の使用期間が限定されているときは、当該使用承認の期間を短縮することができる。

2 前条の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、前項の期間満了後において、引き続きデザイン等を使用しようとする場合は、改めて申請を行い、承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用を承認しないものとする。

- (1) デザイン等の使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがある場合
- (2) 特定の政治活動、宗教活動に使用しようとする場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (4) 自己のキャラクター、商標又は意匠として使用する場合
- (5) 市の品位を傷つけ、又はデザイン等のイメージを損うおそれのある場合
- (6) 定められた使用方法によってデザイン等が使用されないおそれのある場合
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合
- (8) 前各号に掲げるほか、市長がデザイン等の使用を不相当と認める場合

(デザイン等の適正使用)

第 6 条 使用者は、デザイン等の使用に関して、この要領を遵守するとともに、物品の安全性、本質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、物品に関して、J A S 法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守しなければならない。

3 市長は、デザイン等の使用方法が前条各号のいずれかに該当するおそれが生じるに至ったとき、又は J A S 法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し是正を求めることができる。なお、是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用承認の変更)

第 7 条 使用者は、使用承認を受けた事項に変更が生じるときは、マンホール蓋デザイン等使用承認変更申請書(第 4 号様式)を市長に提出し、改めて変更後の使用承認通知書の交付を受けなければならない。

(使用承認の取り消し)

第 8 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取り消しを決定したときは使用者に対してマンホール蓋デザイン等使用承認取消通知書（第 5 号様式）を交付するものとする。

(1) 使用者がこの要領に違反したとき。

(2) 使用者が第 3 条第 2 項に基づく使用承認の条件に違反したとき。

(3) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による承認の取り消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、市はその賠償の責を負わない。

(使用料)

第 9 条 デザイン等の使用は、原則無料とする。

(権利設定の禁止)

第 10 条 使用者は、商標法(昭和 34 年法律第 127 号)による商標登録、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)による意匠登録等、デザイン等を利用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第 11 条 使用者は、第 2 条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的にデザイン等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 2 日から施行する。